

令和3年度着手  
令和7年度計画変更

県営経営体育成基盤整備事業  
事業計画変更概要書  
(区画整理)

県名 岐阜県  
地区名 菅田西部地区

変更後の菅田西部地区土地改良事業の概要

1. 計画変更を必要とする理由

本地区は、区画の改良や老朽化した農業用水利施設の整備を行い、組織営農に対応した農地への改良を進め、農業生産性の向上を図りながら、組織が中心となって地域農業を支える体制を構築し、地域における農業力の強化を目指すため事業を実施している。

令和3年度の事業開始後、整備区域に対する現地精査、実施設計、換地等が行われたほか、河川整備区域の計画確定により隣接工区における整備区域が見直しされた。これらによりの工法変更が必要となり事業費の増減が発生し、計画変更の実施要件該当が確認されたことから計画変更を行う。

2. 計画変更の内容

(1) 主要工事計画

区分	変更前	変更後	増△減	増△減割合
地区面積	19.6ha	20.4ha	0.8ha	
受益面積	16.7ha	16.0ha	△ 0.7ha	△ 4.2%
主要工事計画				
区画整理	16.7ha	16.0ha	△ 0.7ha	△ 4.2%
事業費				
事業費	484,000千円	680,000千円	196,000千円	40.5%
工事費	396,900千円	583,910千円	187,010千円	47.1%
自然増			89,128千円	
その他(差金等)			△ 1,953千円	
事業量			0千円	
工法変更			99,835千円	
内コスト縮減			0千円	
テスト・他	87,100千円	96,090千円	8,990千円	10.3%
自然増			6,301千円	
その他(差金等)			△ 2,549千円	
事業量			0千円	
工法変更			5,238千円	

(1) 事業量変更

1. 現地精査、換地作業の実施により、事業区域、受益面積が変更する。

(2) 工法変更

1. 河川落ち口工について、道路配置の見直しに伴う河川協議の結果、樋管への変更が必要となり増額となる。
2. 区画整備において切土を行ったところ、切土面からの湧水発生が確認された。このため、湧水を排除するための湧水処理工整備により増額となる。
3. 既設利用を計画していた取水工において取水位を高くする必要や導水路の線形変更の必要が生じたため、取水工の配置・形状変更を伴う整備が必要となり増額となる。

(3) 事業費変更

事業費変動率 = (事業費増減 - (自然増 + その他 + コスト縮減)) / 変更前事業費  
 = (196,000 - (95,429 + △ 4,502 + 0)) / 484,000 = 21.7%

(4) 工期変更 令和3年度～(令和8年度)令和10年度

令和3年度 着手  
令和7年度 計画変更

県営土地改良事業 計画概要書

経営体育成基盤整備事業

菅田西部地区

(区画整理)

## 第1章 目的

本地区は、岐阜県下呂市の南西端に位置し、菅田川沿いに形成された農業地帯である。地区内では、営農者の高齢化の進行や後継者の減少により個人営農の継続が憂慮されており、地域農業法人に対して将来に向けた農地の持続的利用に期待が寄せられている。

今後より多くの農地を受け入れるためには、より効率的な営農実施が可能となるよう、区画の改良、用排水施設、農道といった地区内の基盤整備が必要とされている。

以上により、本事業で区画の改良や老朽化した農業用水利施設の整備を行い、組織営農に対応した農地への改良を進めるものとする。また、農業生産性の向上を図りながら、組織が中心となって地域農業を支える体制を構築し、地域における農業力の強化を目指す。

## 第2章 地域の所在及び現況

### (1) 地域の所在

地区名	所在	面積 (ha)
菅田西部	下呂市金山町菅田笹洞・菅田桐洞地内	(19.6)20.4

※表中の面積は、現況計画平面図から図上計測した面積

### (2) 土質および土壌

土質は、礫がち堆積物(沖積層、段丘及び崩積堆積物)で構成される。

土壌は、礫層土壌 壤土マンガン型となる。

### (3) 気象

平均気温は約 13℃、平均降水量は約 2,200mm である。本市の気候は、山間内陸性気候で、気温の日較差や年較差が大きく、年間降水量が比較的多いのが特徴である。

### (4) 水利状況

飛騨川の支線である菅田川とその溪流より取水し、地区内の農地を灌漑している。

### (5) 営農状況

水稻を主体とした営農が行われている。地域の担い手となる組織の活躍により着実な集積を進め、担い手中心の地域営農体制の構築を目指している。

### (6) 地域環境の概況

地区内の環境は、菅田川の沿線に形成された水田と集落、さらにその周辺をとりかこむ山林により構成され、水と緑豊かな自然環境が存在する。

### 第3章 基本計画

#### (1) 事業面積

用途	現況 (ha)		計画 (ha)	
水田	(16.7)	16.8	(16.6)	15.8
畑	(0.1)	0.2	(0.1)	0.2
その他	(-)	-	(-)	-
土地改良施設用地	(-)	-	(-)	-
道水路	(2.7)	3.3	(2.8)	4.3
非農用地	(0.1)	0.1	(0.1)	0.1
計	(19.6)	20.4	(19.6)	20.4

※表中の面積は現況計画平面図から図上計測した面積

#### (2) 土地利用計画

水稻を主体とする農地集約を図り、効率的な営農に適した土地区画へと改良する。

#### (3) 主要工事計画

区分	数量		単位	備考
整地工	(16.7)	16.0	ha	
道路工	(1,322)	1,841	m	幅員 4.0m
用水路工	(3,697)	3,988	m	ベンチフリューム
排水路工	(1,904)	2,057	m	U字溝

#### (4) 工期

令和3年度～令和(8)10年度

#### (5) 環境配慮等

- ・ 土工実施に伴う下流への土砂流出抑制のため、必要に応じ沈砂池等を設ける。
- ・ 生物の生息状況に応じて不施工区域への避難等を行い、生物の保護に努める。

## 第4章 工事又は管理の要領

### 1. 工事

本工事は県営事業で行い、一般競争入札等により請負施工で実施する。

### 2. 管理すべき施設

土地改良施設	数量	構造等	備考
道路工	(1,322)1,841m	B=4.0m(砂利舗装)	
用水路工	(3,697)3,988m	BF(500)300~400等	
排水路工	(1,904)2,057m	UU300~(1000)900、 RC(H)1000*(B)2300等	

### 3. 管理予定者

県営事業として施工し、造成された土地改良施設を下呂市に譲与する。

下呂市は、適切に当該施設の維持管理を行う。

## 第5章 換地計画の要領

### 1. 換地計画樹立の必要性

本地区は、ほ場整備により高生産性ほ場を整備し、農業生産の低コスト化、耕地の汎用化、高生産性農業の展開を図り、担い手への作業受委託を推進するため、換地計画を樹立するものである。

### 2. 換地計画樹立の基本計画

#### (1) 従前地の地積の基準

換地区名	地積の基準
第1工区	換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。ただし、上記の日から3ヶ月以内に測量士、測量士補又は、土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申出があった場合には、その申出のあった地積とする。
第2工区	

(2) 農地集団化の方法

換地地区名	地域別、グループ別団地の設定	個人別換地の方法		
		位置の選択方法	一戸当目標団地数	区画畦畔の扱い
第1工区	該当なし	換地は、各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定める。	1団地	移動畦畔
第2工区				

(3) 非農用地の換地方針

換地工区	用途	非農用地区域の位置の概略	面積(m <sup>2</sup> )	換地の手法	換地取得予定者
第1工区	(-) 雑種地	(-) 概ね従前どおり	(-) 96	(-) 異種目換地	(-) 従前所有者
第2工区	宅地	概ね従前どおり	(843) 1,263	特定用途用地換地	従前所有者
	(-) 原野	(-) 概ね従前どおり	(-) 113	(-) 特定用途用地換地	(-) 従前所有者

※表中の面積は、図上計測面積

(4) 土地評価および清算の方法

- 1) 評価の方法 標準地比準方式
- 2) 清算の方法 増価額比例地積清算方式

3. 土地改良法第85条第5項において準用する同法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認にかかる地積

単位：m<sup>2</sup>

用途 区分	機能交換に係る土地					一般 国有地	合計
	国有地	県有地	市有地	その他	計		
道路	-	-	(12,642.32)	-	(12,642.32)	-	(12,642.32)
			14,749.13		14,749.13		14,749.13
水路	-	-	(16,020.40)	-	(16,020.40)	-	(16,020.40)
			17,168.58		17,168.58		17,168.58
合計	-	-	(28,662.72)	-	(28,662.72)	-	(28,662.72)
			31,917.71		31,917.71		31,917.71

※表中の面積は、登記簿面積（登記簿面積が無いものは公図から算出した面積）

#### 4. 換地処分の時期に関する特則

土地改良法第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 2 項但し書の規定により、換地計画に係る地域の全部について区画変更工事が完了し、確定測量が行われたときは、全工事が完了する以前においても換地処分をすることが出来る。

#### 第 6 章 費用の概算

区分 (区画整理)	工事費 (千円)
菅田西部	(484,000) 680,000
工事雑費	(8,000) 17,000
事務費	(25,000) 35,000
総事業費	(517,000) 732,000

#### 第 7 章 効用

区分	年効果額 (千円)	年増加所得額 (千円)
食料安定供給の確保に関する効果	(30,817) 30,796	(32,851) 31,523
農業の持続的発展に関する効果	—	—
農村振興に関する効果	(1,040) 1,340	—
多面的機能の発揮に関する効果	(-) 3,725	—
その他効果(国産農産物安定供給効果)	(1,301) 2,107	—
計	(33,158) 37,968	(32,851) 31,523

総費用(千円)	(502,326) 846,473
総便益額(千円)	(619,188) 903,033
総費用総便益比	(1.23) 1.06
総所得償還率(%)	(85.9) 108.4
増加所得償還率(%)	(10.3) 15.1

## 第 8 章 換地区の設定

当地区は、事業施行期間として 8 年を予定しているため、工期に合わせて逐次計画的に換地処分を行うため、工期を基礎に土地所有状況、土地利用計画等を考慮して 2 つの換地区を設定する。

換地区名	換地区の所在	面積 (ha)
第 1 工区	下呂市金山町菅田笹洞	(10.8)
		11.1
第 2 工区	下呂市金山町菅田桐洞	(8.8)
		9.3

## 第 9 章 他の事業との関係

該当無し

## 第 10 章 計画概要図

別 紙

県営土地改良事業 菅田西部地区における  
事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1. 事業費の負担区分の予定

	ほ場整備 事業費(千円)	事務費(千円) (工事雑費含む)	計(千円)
国庫負担	55.0% ----- (266,200) 374,000	(-) -	- ----- (266,200) 374,000
県費負担	27.5% ----- (133,100) 187,000	(33,000) 52,000	100% ----- (166,100) 239,000
市負担	7.5% ----- (36,300) 51,000	(-) -	- ----- (36,300) 51,000
地元負担	10.0% ----- (48,400) 68,000	(-) -	- ----- (48,400) 68,000
計	100% ----- (484,000) 680,000	(33,000) 52,000	100% ----- (517,000) 732,000

2. 土地改良法第 91 条第 6 項の規定による市町村負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の下呂市は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 91 条第 6 項の規定により、当該市町村が負担する負担金を岐阜県土地改良事業分担金等徴収条例（昭和 33 年岐阜県条例第 4 号）に従い、岐阜県に対し納入する。

3. 土地改良法第 91 条第 2 項の規定による地元分担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の下呂市は、法第 91 条第 2 項の規定により、岐阜県が法第 3 条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該市町村にこれを相当とする額として分担させる金額として徴収する金銭を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例に従い、岐阜県へ納入する。

4. 地元負担の予定基準

下呂市は、法第 3 条に規定する資格を有する者から本事業の施行地域内の農用地につき地積割りを基準として、法第 91 条第 3 項の規定により、地元分担金に相当する金額の分担金を下呂市分担金徴収条例（平成 16 年下呂市条例第 64 号）に従い徴収する。

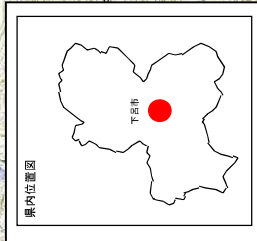
## 5. 特別徴収金に関する事項

この土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、この事業の完了につき、法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときその指定した年度）から起算して 8 年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合、又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造形された農地についての開田が行われる場合には、この事業につき国から交付された補助金の額に県が負担した額を加えた額を当該地域内の土地の面積に割り振って得られた額の範囲内で、法第 91 条の 2 の規定により、当該転用農地及び開田農地につき土地改良法第 3 条に規定する資格を有するものから特別徴収金を徴収することがある。

# 果営經營体育成基盤整備事業

## 中山間地域型 面の集積

### 菅田西部 地区 概要図



2工区(菅田桐洞)

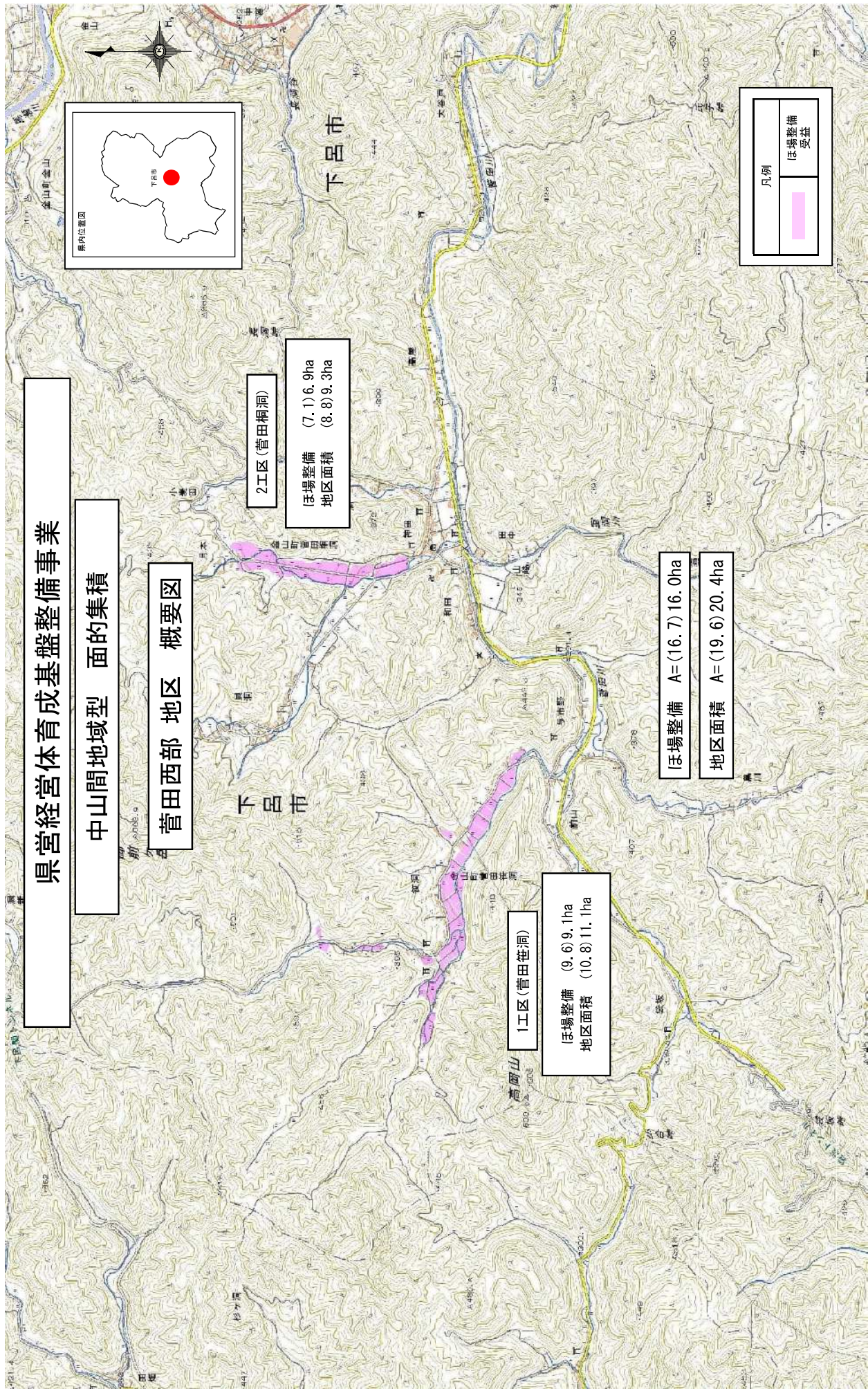
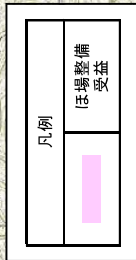
ほ場整備 (7.1) 6.9ha  
地区面積 (8.8) 9.3ha

1工区(菅田笹洞)

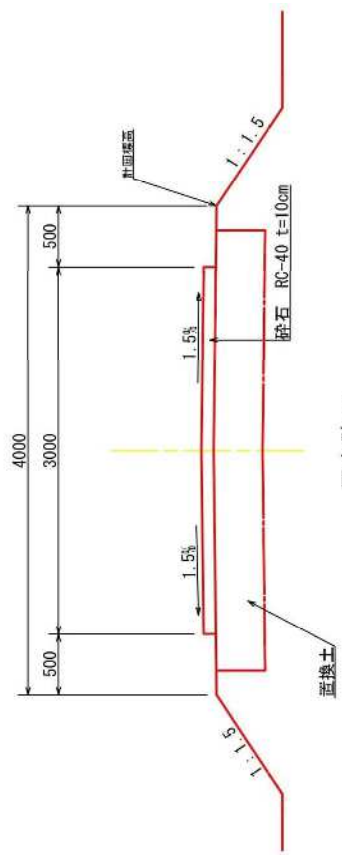
ほ場整備 (9.6) 9.1ha  
地区面積 (10.8) 11.1ha

ほ場整備 A=(16.7) 16.0ha

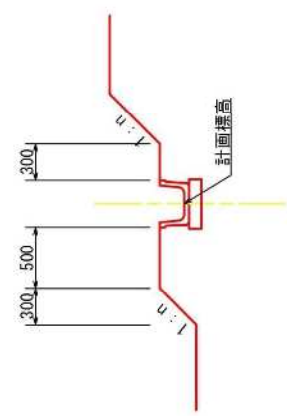
地区面積 A=(19.6) 20.4ha



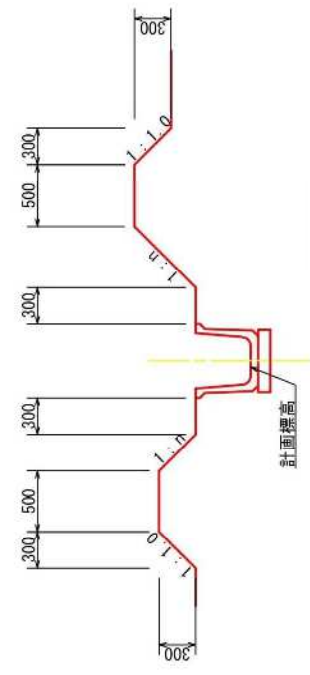
道路工



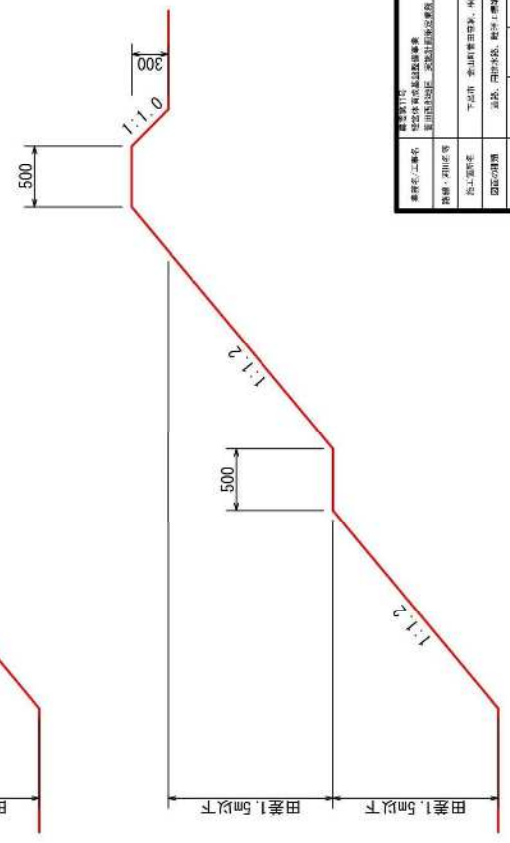
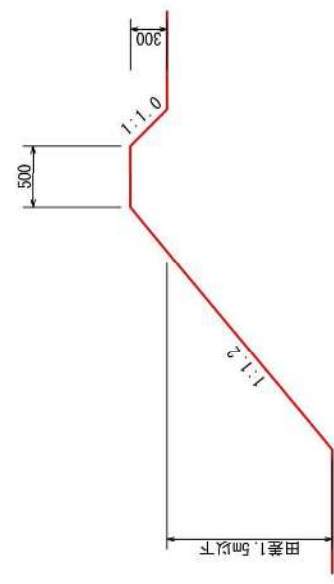
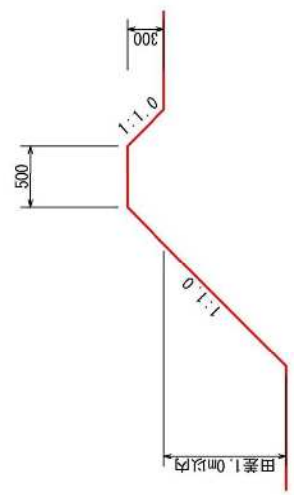
用水路工



排水路工



畦畔工

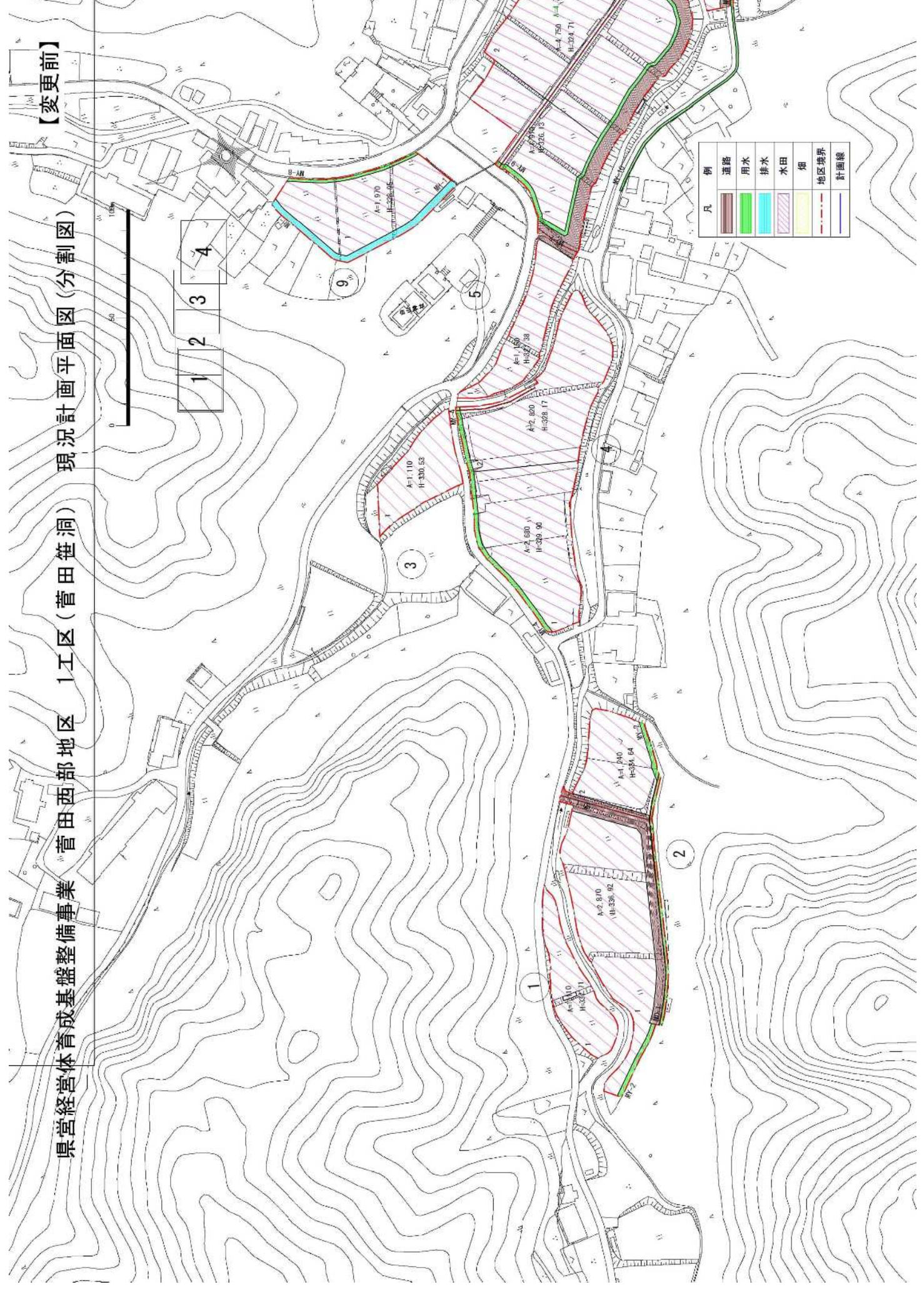


建設業種別	建設業種別
業種名/工種名	建設業種別/建設業種別
業種/業種名	建設業種別/建設業種別
所在地	所在地
図面の種類	図面の種類
図尺	図尺
図号	図号
委託者	委託者
建設会社	建設会社
建設現場	建設現場

県営経営体育成基盤整備事業 菅田西部地区 1工区(菅田笹洞)

現況計画平面図(分割図)

【变更前】



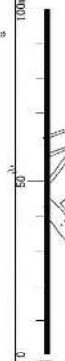
凡	例
	道路
	用水
	排水
	水田
	畑
	地区境界
	計画線

【变更前】

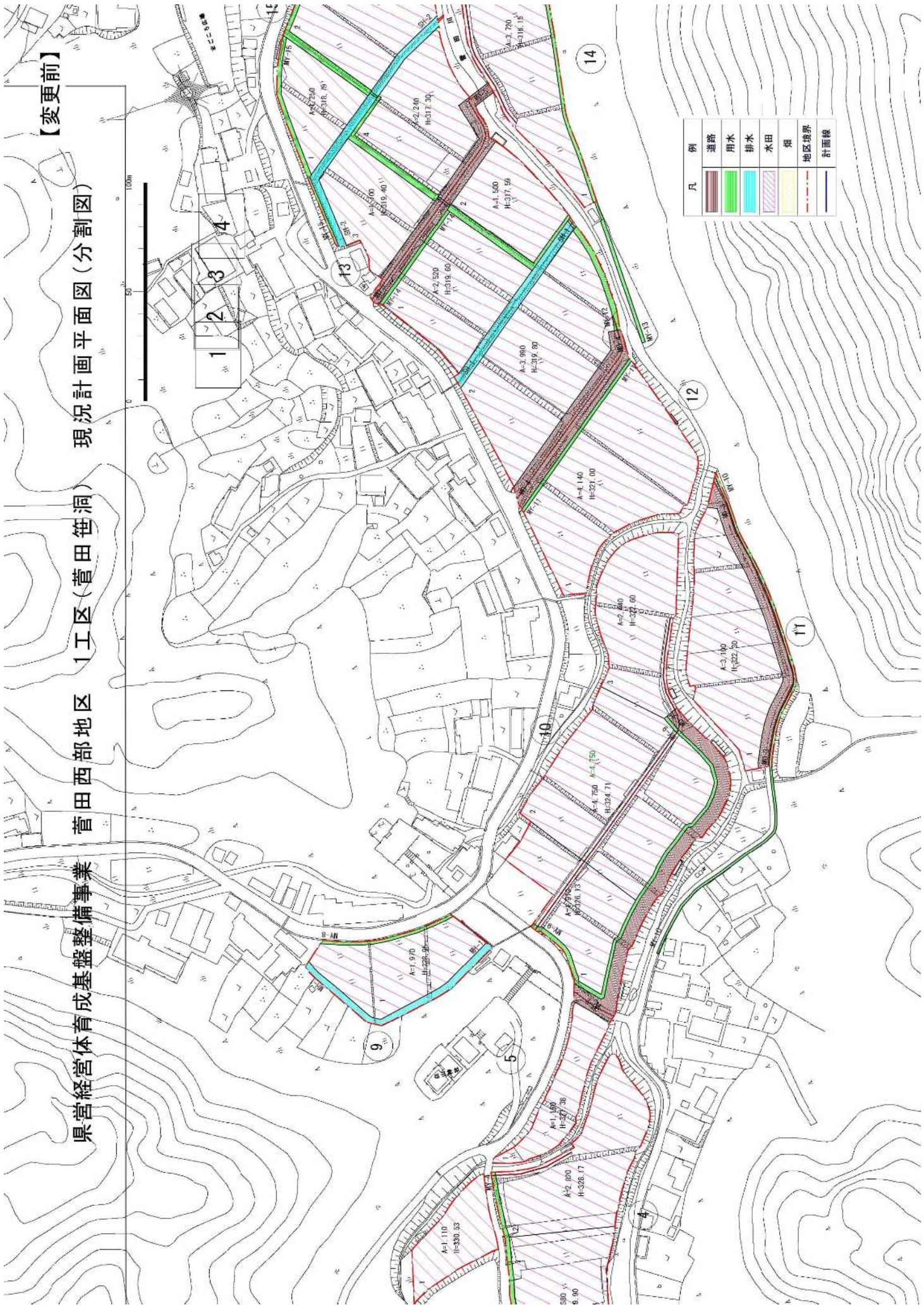
# 現況計画平面図(分割図)

## 菅田西部地区 1工区(菅田笹洞)

### 県営経営体育成基盤整備事業



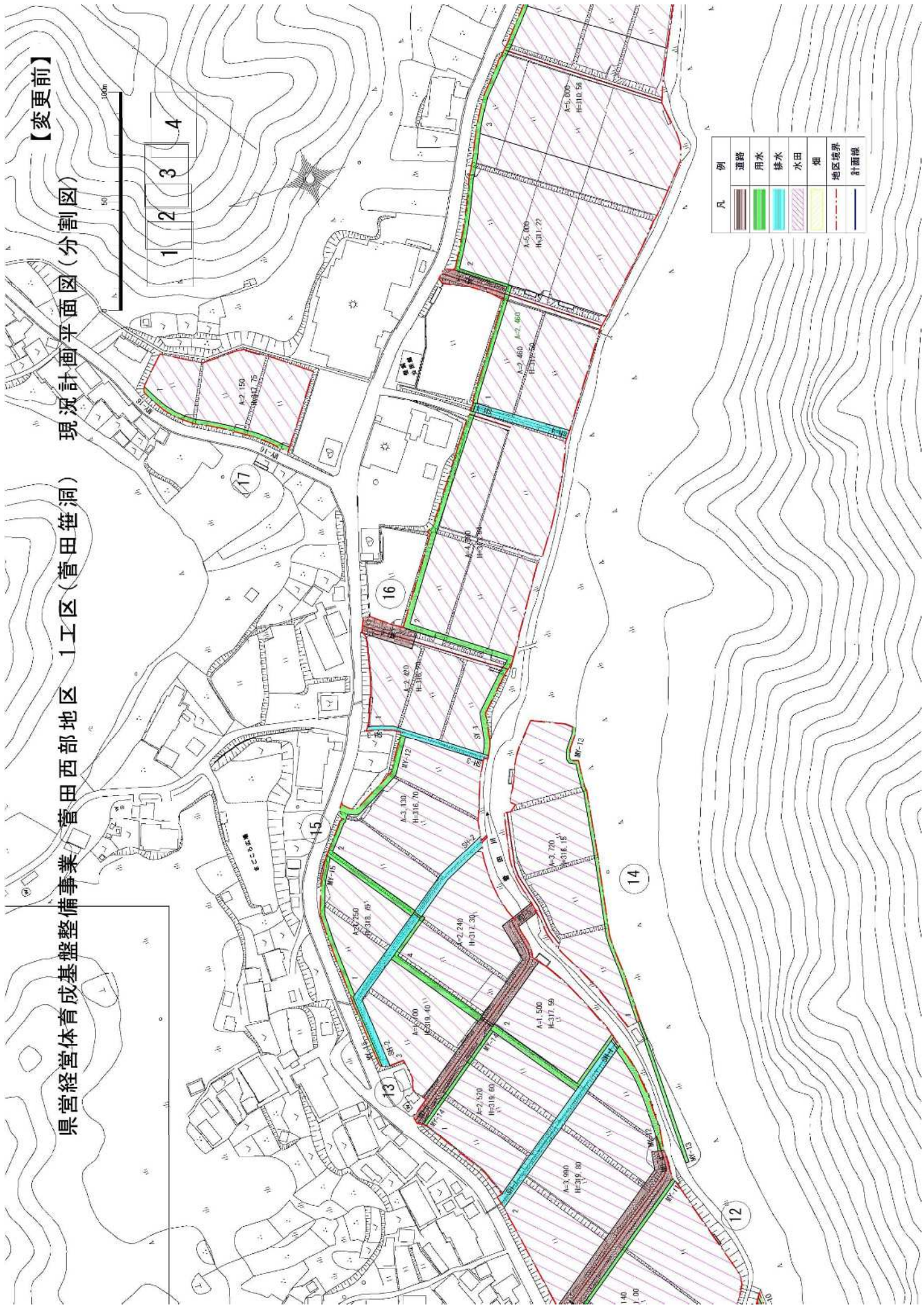
凡	例
	道路
	用水
	排水
	水田
	畑
	地区境界
	計画線



県営経営体育成基盤整備事業 菅田西部地区 1工区(菅田笹洞)

【変更前】

現況計画平面図(分割図)

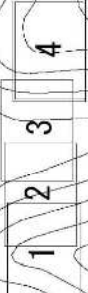


凡	例
	道路
	用水
	排水
	水田
	畑
	地区境界
	計画線

【変更前】

菅田西部地区 1工区(菅田笹洞) 現況計画平面図(分割図)

県営経営体育成基盤整備事業



例

- 凡
- 遊路
- 用水
- 排水
- 水田
- 畑
- 地区境界
- 計画線

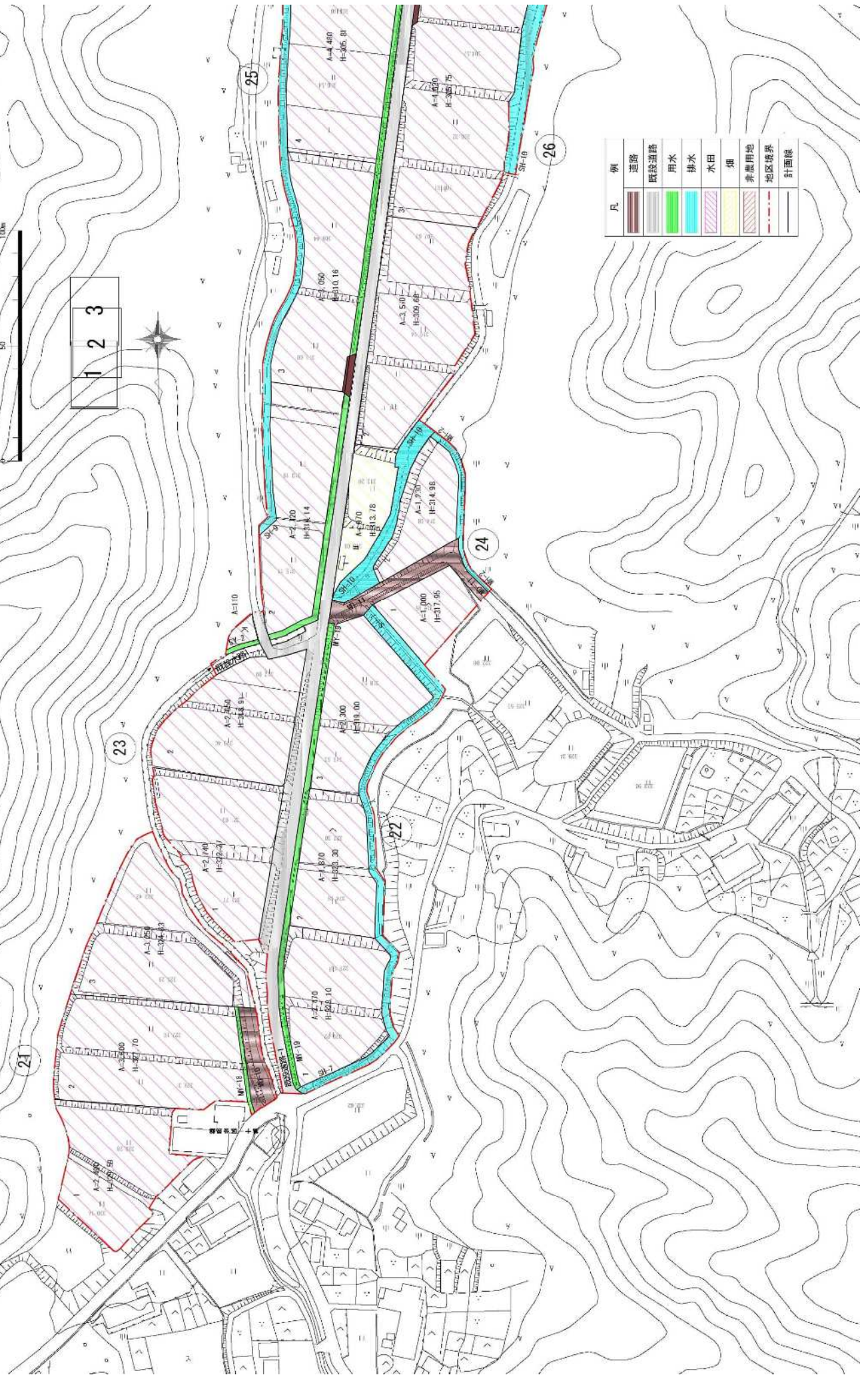
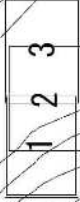


建築第1号	建設省令第1号 建設省令第1号 建設省令第1号
業務名/工事名	菅田西部地区 式部町地区整備事業
路線・河川名等	下田市 余山町菅田笹洞 地内
作工場所名	菅田笹洞1工区 現況計画平面図(1)
図面の種類	1-1 案之内 1
縮尺	1:1000
会社名	株式会社 現況コンサルメント
事務所名	岐阜県 下田市 役所



【变更前】

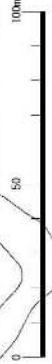
泉営業体育成基盤整備事業 菅田西部地区 2工区(菅田桐洞) 現況計画平面図(分割図)



凡	例
	道路
	既設道路
	用水
	排水
	水田
	畑
	非農用地
	地区境界
	計画線

【变更前】

県営経営体育成基盤整備事業 菅田西部地区 2工区(菅田桐洞) 現況計画平面図(分割図)



凡例	
道路	[Brown shaded area]
踏切道路	[Light brown shaded area]
用水	[Green shaded area]
排水	[Blue shaded area]
水田	[Light blue shaded area]
畑	[Yellow shaded area]
非農用地	[Pink shaded area]
地区境界	[Red dashed line]
計画線	[Black solid line]

0 50 100m

県営経営体育成基盤整備事業

菅田西部地区 2工区(菅田桐洞) 現況計画平面図(分割図)

【变更前】

0 50 100m

1 2 3



25

凡例	道路	既設道路	用水	排水	水田	畑	非農用地	地区境界	計画線

